

### 新型コロナウイルス感染拡大状況に即した同志社大学の活動レベル基準

本学は、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束の状況を踏まえつつ、学生、教職員及び関係者の健康と安全を守りながら以下の活動レベル基準により大学の諸活動を行います。活動レベルは、緊急対策本部が地域社会の状況と本学の状況を考慮して設定し、各活動の詳細は「同志社大学版新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン」で明示します。授業については、「新型コロナウイルス感染者が学内で発生した場合の対応基準」に基づき取り扱います。なお、この活動レベル基準の設定により、緊急対策本部が目安としていた本学構成員の行動基準（「新型コロナウイルス感染症 対応レベル表」）は廃止します。

活動レベル	活動レベル設定に関する判断基準《本学の状況》	キャンパス入構	研究活動	正課外活動 自主的諸活動	教職員の業務体制	行事・イベント 学内会議等	活動レベル設定に関する参照基準《地域の状況》	【参考】 授業の活動レベル
0 制限なし	感染を予防でき、 拡大の懸念がない状況	通常	通常	通常	通常	通常	・ワクチン接種や投薬による 治癒が容易な状況 ・医療崩壊の懸念がなく統制 可能な状況	対面を中心としつつ、 多様なメディアを高度に 利用した授業形態で実施
1 制限（小）	次のいずれかの状況にある場合 ●学生や教職員が感染したものの、 学内での感染者集団の形成には 至らず、本学の活動に影響が ない状況 ●学内で感染者集団が発生した ものの、施設の一時閉鎖で 収まり、本学の活動に大きな 影響がないと判断できる状況	学生・教職員以外の 不要不急の入構を抑制する ための対策を講じる	感染症予防措置を講じた うえで学内での研究活動、 研究出張が可能	「三密」を避ける活動・ 行動計画を策定したうえで 活動可能	●感染拡大予防措置を 講じたうえで出校による 執務が可能 ●事務においては、 時差勤務体制により 業務を遂行する ●窓口は通常の取扱時間で 開室	[行事・イベント等] 不要不急のものは自粛を 求め、「三密」回避対策 を講じたうえで開催可能 [学内会議] ●「三密」を回避のうえ 対面会議を開催 ●ネット会議を開催 ●上記形態の併用で開催	京都府のモニタリング指標が 「警戒基準」になった状況  新規陽性者数（直近7日間の 移動平均値）が5名以上かつ 感染経路不明者2名以上 又は重症者病床使用率が20%以上	対面とネット配信形態の 2形態で実施
2 制限（中）	次のいずれかの状況にある場合 ●学内で感染者集団が発生し、 施設の一時閉鎖が同一の週に 複数キャンパスで発生した状況 ●学内で感染者集団が発生し、 教室棟や福利厚生施設等、 相当数の学生や教職員が 利用する施設が一時閉鎖となり、 本学の活動を継続するうえで 支障があると判断できる状況	入構可能な事由を限定し、 対象者のみ入構できる	●感染拡大予防措置を 講じたうえで 学内での研究活動が可能 ●感染が流行している地域 への研究出張は自粛	行事やイベント、合宿や 練習試合等は自粛のうえ 活動可能  ※大学の一部施設を利用 停止とする場合がある	●感染拡大予防措置を 講じたうえで出校による 執務が可能 ●事務においては、 在宅勤務や時差勤務で 事務体制を分散のうえ 業務を遂行する ●窓口は取扱時間を短縮 して開室	[行事・イベント等] 必要性の高いものに限り 「三密」回避の徹底を 条件に実施可能 [学内会議] ●会議室を分散のうえ テレビ会議を開催 ●ネット会議を開催 ●上記形態の併用で開催	京都府下のモニタリング指標が 「特別警戒基準」になった状況  新規陽性者数（直近7日間の 移動平均値）が20名以上、 又は 重症者病床使用率が40%以上 となった場合	原則ネット配信形態で実施
3 制限（大）	学内で感染者集団が発生し、 キャンパスの一時閉鎖が 必要な状況	入構可能な者を特定し、 該当者のみ入構できる	●本学の施設設備の使用が 不可欠の研究に限り、 必要最小限の人数による 学内での研究活動が可能 ※学生の参画は禁止 ●感染が流行している地域 への研究出張は原則禁止	ネット配信形態で実施  ※大学施設の利用は禁止	●業務上必要な場合に 限り、感染拡大予防措置 を講じたうえで出校に よる執務は可能 ●事務においては、 可能な限り在宅勤務で 業務を遂行する ●窓口は原則閉鎖	[行事・イベント等] ネット配信形態で開催 [学内会議] ネット会議を開催  ※学内からの配信は可	京都府下において、 新規陽性者数（直近7日間の 移動平均値）が20名以上、 かつ 重症者病床使用率が40%以上 となった場合	原則ネット配信形態で実施
4 緊急事態	次のいずれかの状況にある場合 ●学内で感染者集団が発生し、 校地単位 （今出川校地・京田辺校地） で一時閉鎖が必要な状況 ●自治体からの要請により、 大学を閉鎖すべき状況 ●自治体からの要請により、 通学や通勤が困難な状況	禁止（大学は閉鎖）	●学内では、研究環境の 最低限の維持活動のみ 実施可能 ●研究活動自体は、 在宅でネット環境等を 活用して実施	活動禁止 ※大学公認の正課外活動 団体が、施設等を最低 限維持するための活動 に限り、大学が許可 する必要最小限の人数 で実施可能	キャンパスや施設等の 保安・保全に係る業務、 大学運営上必要最小限の 業務以外は、原則として 在宅勤務	[行事・イベント等] 延期若しくは中止又は ネット配信形態で開催 ※学内からの配信も不可 [学内会議] ネット会議に限り開催	・京都府で緊急事態宣言が 発令され、休業が要請 されている状況 ・近畿圏内の府県を対象に 緊急事態宣言が発令され、 外出自粛が要請されている状況	ネット配信形態で実施